

学校訪問相談員派遣事業実施要項

千葉県養護教育センター

1 趣 旨

通常の学級に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠如/多動症）、自閉症スペクトラムのある児童生徒等に対して、一人一人の教育的ニーズに対応した的確な指導を行い、校内支援体制を整備できるようにするため、学校訪問相談員（以下、「相談員」とする）を学校に派遣し、学校や担当教師への指導助言を行う。

2 学校訪問相談員の資格

相談員の資格は、学校教育への造詣が深く、児童生徒に深い理解と愛情を有し、以下のいずれかの要件を満たしている者とする。

- ・特別支援教育又は教育心理に関して高度な専門的知識及び経験を有し、現に大学の教授、助教授又は講師の職にある者
- ・大学院等で障害児教育又は教育心理の課程を修了し、臨床心理士の資格を有している者
- ・特別支援教育又は教育心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する公立学校長経験者

3 学校訪問相談員の職務内容

相談員は、学校へ訪問し、主として下記のような業務を行う。

- ・LD（学習障害）、ADHD（注意欠如/多動症）、自閉症スペクトラムなどの児童生徒の指導内容、方法に関する指導・助言
- ・校内の支援体制作りに向けての指導・助言
- ・個別の指導計画作成に向けての指導・助言
- ・関係機関との連携に関する指導・助言 等

4 学校訪問相談員の派遣要請の手続き

相談員の派遣要請については、当該学校長が派遣要請書を作成し、養護教育センター所長に提出する。訪問校の決定については、担当指導主事との連絡をもとに決定する。

5 学校訪問相談員の勤務等

学校訪問相談員の勤務は、1回1～5時間、年間540時間を超えない範囲とする。

（附則）

- （1）本要項は、平成16年4月1日より施行する。
- （2）本要項は、平成24年4月1日より施行する。
- （3）本要項は、平成31年4月1日より施行する。
- （4）本要項は、令和7年4月1日より施行する。